

仕 様 書

1 業務名

松ヶ崎 34 号線他除草・伐採作業

2 業務の目的

松ヶ崎 34 号線他において、雑草・雑木が繁茂し、通行に支障があるため、除草・伐採を行うものである。

3 履行期限

令和 7 年 9 月 3 0 日まで

4 履行場所（計 2 箇所）

松ヶ崎 34 号線 京都市左京区松ヶ崎堀町
里道 京都市左京区岡崎法勝寺町 地内

5 業務範囲

別紙「箇所図赤線及び写真」参照

6 業務内容

作業にあたっては、通行車両等の安全を確保し、適切な規制のうえ実施すること。既存の防草シート等は撤去し、本市から提供する防草シート・防草テープを再設置すること。フェンスに絡むツタ等は除去すること。また、撤去した刈草、枝葉等は適切に処分すること。

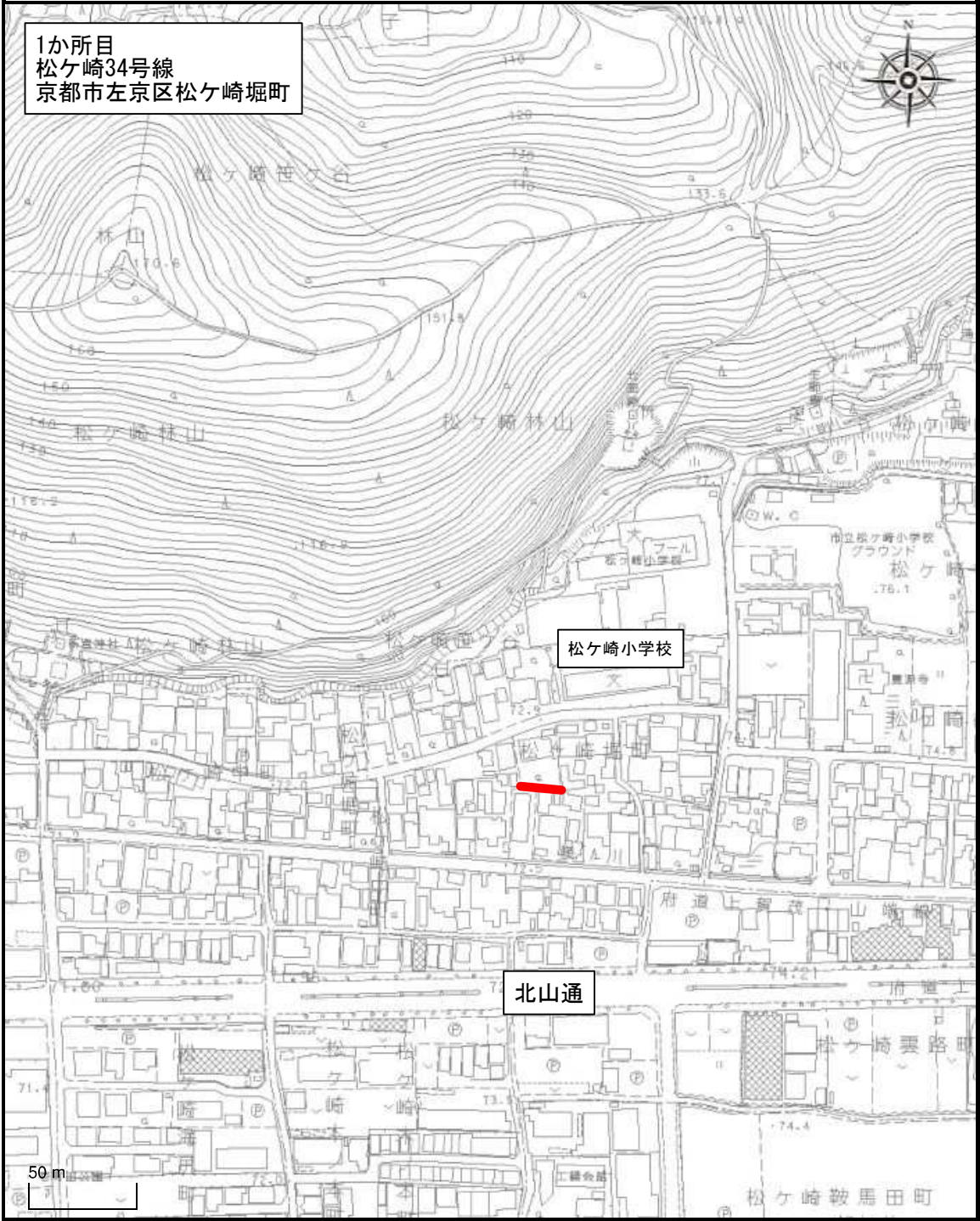
7 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

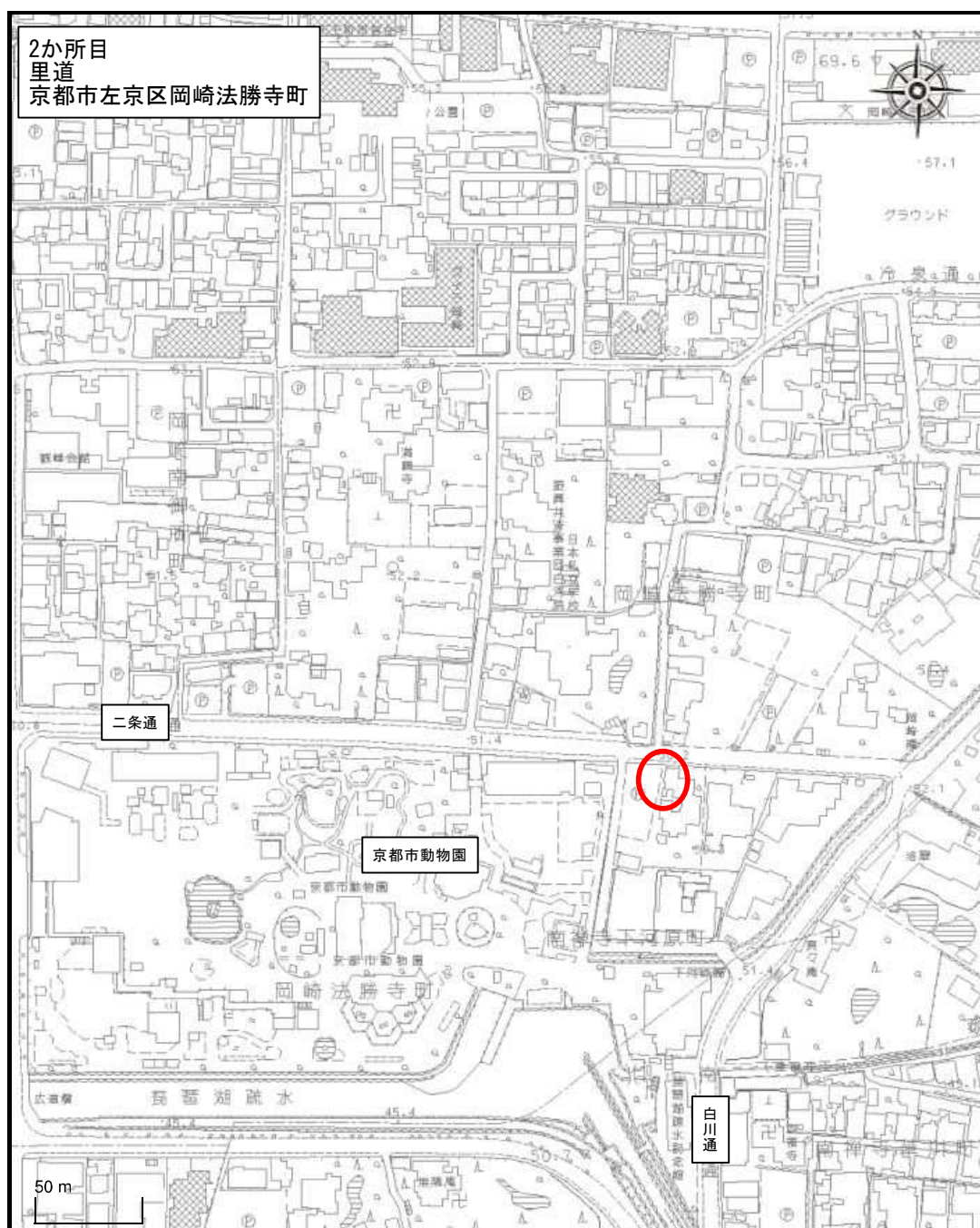
8 特記事項

- 作業に要する労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- 業務に伴い発生した廃棄物は、適正に処理するものとし、運搬費及び処分費は、本業務に含む。
- 道路規制に伴う道路使用許可は、受注者において取得すること。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は原則として平日の午前 9 時から午後 5 時の間とする。
- 近隣住民には事前に工事ビラ等で周知すること。
- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。

箇所図



箇所図



別紙 写真
1 か所目
(松ヶ崎)



2 か所目
(岡崎)

